



2023年8月17日

各 位

会 社 名 株式会社ウイルプラスホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 成瀬 隆 章
(コード番号：3538 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役 常務執行役員 経営戦略本部
宇 田 川 宙
(TEL 03-5730-0589)

第三者割当による新株式発行に関するお知らせ

当社は、2023年8月17日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行（以下、「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年9月11日
(2) 発行する株式の種類 および数	普通株式 202,300 株
(3) 発行価額	1株につき 1,163 円
(4) 発行総額	235,274,900 円
(5) 割当予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 発行の目的および理由

当社は、2023年8月17日付の取締役会において当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に株式付与E S O P信託（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議しました。（本制度の概要につきましては、2023年8月17日に開示いたしました『株式付与E S O P信託』の導入に関するお知らせ）をご参照ください。）

本新株式発行は、本制度の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による新株式の発行を行うものであります。

発行株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し2.01%（小数点第3位を四捨五入、2023年6月30日現在の総議決権個数97,584個に対する割合2.07%）となります。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2023年9月4日
信託の期間	2023年9月4日～2028年9月30日（予定）
制度開始日	2023年9月4日
議決権行使	受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 発行価額の算定根拠・具体的内容

発行価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

発行価格につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価格とするため本新株式発行に係る取締役会決議の直前営業日1カ月（2023年7月18日から2023年8月16日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である1,163円としております。取締役会決議日の直前営業日1カ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、株価変動の影響などを排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価格は東京証券取引所における当該取締役会決議日の前営業日（2023年8月16日）の当社株式の終値である1,137円に102.29%（プレミアム率2.29%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前3カ月間（2023年5月17日から2023年8月16日）の終値の平均値である1,172円（円未満切捨て）に99.23%（ディスカウント率0.77%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前6カ月間（2023年2月17日から2023年8月16日）の終値の平均値である1,147円（円未満切捨て）に101.39%（プレミアム率1.39%）を乗じた額であることから、特に有利な発行価格には該当しないものと判断いたしました。なお、監査等委員会からは、上記発行価格について上記記載の算定根拠に照らして検討し、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、有利発行に該当しない旨の取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められないとの見解を得ました。

なお、監査等委員会からは、上記発行価格について上記記載の算定根拠に照らして検討し、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、有利発行に該当しない旨の取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められないとの見解を得ました。

5. 企業行動規範上の手続

本新株式発行は、希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上